船橋市里親研修実施要領

（目的）
第1条　この要領は、里親及び里親となることを希望する者に対し、家庭養育の必要な児童の受け入れに必要な知識や技術習得を目的とした研修を実施することにより、児童福祉への理解を深め、養育技術の向上及びその資質の向上を図ることを目的とする。

（研修の種類）
第2条　研修の種類は、養育里親研修、養子縁組里親研修、専門里親研修とする。

（養育里親研修）
第3条　養育里親研修は、養育里親新規認定時の「基礎研修」及び「認定前研修」並びに養育里親の登録更新時に実施する「更新研修」とする。また、研修等を必要に応じて他の機関に委託して行うことができるものとする。
(1)研修対象者
ア 基礎研修
　新たに養育里親になることを希望する者
イ 認定前研修
　基礎研修を受講し、養育里親について概要を理解した者
ウ 更新研修
　養育里親として登録もしくは更新した後5年目の者であって、登録更新を希望する者
(2)実施方法
ア 研修の受付
　養育里親になることを希望する者は、児童相談所を通じ、市長に研修参加の意思を申し出ること。
イ 研修の方法
（ア）研修の実施主体は、児童相談所とする。
（イ）研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。
（ウ）基礎研修及び認定前研修の科目は、児童福祉法施行規則第1条の34のこども家庭庁長官が定める基準(厚生労働省告示第225号)に掲げる科目とする。
（エ）更新研修の科目は、児童福祉法施行規則第36条の46第2項のこども家庭庁長官が定める基準(厚生労働省告示第227号)に掲げる科目とする。
（オ）養育実習は、児童相談所、児童養護施設等及び児童委託中の里親宅等で行う。
ウ 研修科目の免除
（ア）現に他自治体において里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除できることと

する。
（イ）3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、認定前研修のうち実習を免除できることとする。なお、「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、次に掲げる資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事したものとする。

a 福祉関係

社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保育士、児童自立支援専門員、児童生活支援員、こども家庭ソーシャルワーカー

b 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

c 教育関係

教員

d 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

（ウ）現に他自治体において里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できることとする。
（エ）市長が(イ)又は(ウ)と同等以上の能力を有すると認定した者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できることとする。
（オ）委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして市長が認める者については、更新研修のうち、実習を免除できることとする。
（カ）保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(要保護児童)の親族である者に対しては、委託する予定の児童及び当該親族の状況に応じて必要な科目及びその内容を中心に研修を行うこととして、相当と認められる範囲で、養育里親研修の科目の一部を免除することができることとする。
（キ）（イ)の定めにより研修科目を免除する場合は、免許または登録簿の写し等、児童の福祉に関する事業に従事したことを証明する書類を市長に提出するものとする。

エ 研修期間

（ア）基礎研修については概ね2日間とする。
（イ）認定前研修については概ね4日間とする。
（ウ）更新研修については概ね1日間とする。

オ 受講期間の延長

受講年度で全課程を修了できなかった者については、次年度に限り、受講期間を延長して、未修了科目を受講することができる。

カ 養育実習

市長は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

(3)修了証書
ア 市長は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行う。
イ 修了証書の交付
　市長は、養育里親研修のうち、基礎研修及び認定前研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」(別記第2号様式)を交付し、更新研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」(別記第2号様式の2)を交付する。なお、養育里親の研修の実施を他の機関に委託した場合には、委託先が行う評価に基づき修了認定を行い、修了証書を交付する。
ウ 市長は、修了証書を交付した者について「里親研修修了証書交付者名簿」(別記第3号様式)に搭載し、記録しておかなければならない。
エ 修了証書の有効期間
　修了証書の有効期間は、交付した日から5年間とする。

(養子縁組里親研修)
第4条　養子縁組里親研修は、養子縁組里親新規認定時の「基礎研修」及び「認定前研修」並びに養子縁組里親の登録更新時に実施する「養子縁組里親更新研修」とする。また、研修等を必要に応じて他の機関に委託して行うことができるものとする。
(1)研修対象者
ア 基礎研修
　新たに養子縁組里親になることを希望する者
イ 認定前研修
　基礎研修を受講し、養子縁組里親について概要を理解した者
ウ 養子縁組里親更新研修
　養子縁組里親として登録もしくは更新した後5年目の者であって、登録更新を希望する者
(2)実施方法
ア 研修の受付
　第3条(養育里親研修)を準用する。
イ 研修の方法
(ア) 研修の実施主体は、児童相談所とする。
(イ) 研修は、講義、演習及び実習により行う。
(ウ) 基礎研修及び認定前研修の科目は、児童福祉法施行規則第1条の38のこども家庭庁長官が定める基準(厚生労働省告示第133号)に掲げる科目とする。
(エ) 養子縁組里親更新研修の科目は、児童福祉法施行規則第36条の46第4項のこども家庭庁長官が定める基準(厚生労働省告示第135号)に掲げる科目とする。
(オ) 養育実習は、児童相談所、児童養護施設等及び児童委託中の里親宅等で行う。
ウ 研修科目の免除
(ア) 現に他自治体において里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎

研修を免除できるほか、認定前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除できることとする。

（イ）3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、認定前研修のうち実習を免除できることとする。なお、「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、次に掲げる資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事したものとする。

a 福祉関係

社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保育士、児童自立支援専門員、児童生活支援員、こども家庭ソーシャルワーカー

b 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

c 教育関係

教員

d 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官

（ウ）現に他自治体において里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できることとする。

（エ）市長が(イ)又は(ウ)と同等以上の能力を有すると認定した者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できることとする。

（オ）養育里親研修又は専門里親研修を修了した者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除できることとする。

（カ）養育里親更新研修を修了した者については、養子縁組里親に固有の課題などに応じて必要な内容を中心に研修を行うこととし、相当と認められる範囲で、養子縁組里親更新研修の科目の一部を免除できることとする。

（キ）委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして市長が認める者については、養子縁組里親更新研修のうち、実習を免除できることとする。

（ク）(イ)の定めにより研修科目を免除する場合は、免許または登録簿の写し等、児童の福祉に関する事業に従事したことを証明する書類を市長に提出するものとする。

エ 研修期間

第3条(養育里親研修)を準用する。

オ 受講期間の延長

第3条(養育里親研修)を準用する。

カ 養育実習

第3条(養育里親研修)を準用する。

(3)修了証書

ア 市長は、養子縁組里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行う。
イ 修了証書の交付
　市長は、養子縁組里親研修のうち、基礎研修及び認定前研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」（別記第2号様式の3）を交付し、養子縁組里親更新研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」（別記第2号様式の4）を交付する。なお、養子縁組里親の研修の実施を他の機関に委託した場合には、委託先が行う評価に基づき修了認定を行い、修了証書を交付する。
ウ 市長は、修了証書を交付した者について「里親研修修了証書交付者名簿」（別記第3号様式）に搭載し、記録しておかなければならない。
エ 修了証書の有効期間
　修了証書の有効期間は、交付した日から5年間とする。

（専門里親研修）
第5条　専門里親研修は専門里親を希望する者の新規認定時の「専門里親認定研修」及び専門里親の登録更新時に実施する「専門里親更新研修」とする。また、研修等を必要に応じて他の機関に委託して行うことができるものとする。
（1）研修対象者
ア 専門里親認定研修
　船橋市里親制度運営要綱第10条第2項に該当する者であって次のいずれかに該当する者とする。
（ア）里親名簿に登録されている者であって、養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有する者であること。
（イ）3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者であること。
「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、次に掲げる資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事したものであること。
　a 福祉関係
　　社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保育士、児童自立支援専門員、児童生活支援員、こども家庭ソーシャルワーカー
　b 保健・医療関係
　　医師、保健師、助産師、看護師
　c 教育関係
　　教員
　d 司法・矯正関係
　　家庭裁判所調査官、少年院教官
（ウ）市長が、ア又はイと同等以上の能力を有すると認めた者
イ 専門里親更新研修
　専門里親であって、登録更新を希望する者とする。

（2）実施方法
ア 研修の受付及び承認
（ア）専門里親になることを希望する者（以下「専門里親希望者」という。）は、児童相談所を通じ、市長に研修参加の意思を申し出ること。
（イ）市長は、受講申込みをした専門里親希望者について書類審査を行い、その受講の可否について、専門里親希望者に通知しなければならない。
イ 研修の方法
（ア）研修の実施主体は、児童相談所とする。
（イ）認定研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。
（ウ）研修の科目は児童福祉法施行規則第1条の37第2号のこども家庭庁長官が定める研修（厚生労働省告示第226号）に掲げる科目とする。
（エ）告示の別表の区分欄に掲げるもののうち、養育の本質・、目的及び対象の理解に関する科目は通信教育で行う。
（オ）養育の内容及び方法の理解に関する科目はスクーリング等で行う。
（カ）養育実習は、児童相談所、児童養護施設等で行う。
ウ 研修科目の免除
　児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者又は離職してから3年以内の者、その他被虐待児の処遇に関し十分な知識及び経験を有し市長が適当と認めた者については、養育実習を免除できることとする。
エ 研修期間
（ア）研修期間は、原則として、概ね3か月以上とする。
（イ）養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目については、1か月間に履修できる科目は3科目までとする。
（ウ）養育の内容及び方法の理解に関する科目については、当該科目の実施期間を概ね3日間とする。
（エ）養育実習科目の実習期間は、延べ7日間とし、宿泊研修を1回は実施する。
オ 受講期間の延長
　第3条（養育里親研修）を準用する。
カ 養育実習
　市長は、養育実習先の選定について、専門里親希望者と協議し、候補となる実習先と調整して決定する。実習カリキュラムについては、別表1のとおりとする。養育実習先の施設長は、養育実習が修了した時点で、「養育実習修了証明書」（別記第1号様式）を、専門里親希望者に交付することとする。
（3）修了証書
ア 修了認定

（ア）専門里親希望者は、専門里親研修の全課程を修了したときは、養育実習修了証明書の写しを児童相談所長に提出しなければならない。
（イ）児童相談所長は、証明書の提出を受けたときは、速やかに当該証明書の写しを添えて、市長に報告しなければならない。
（ウ）市長は、（イ）の報告に基づき、専門里親研修の全課程を修了した者に対し、修了認定を行うものとする。
イ 修了証書の交付
　市長は、専門里親研修のうち、専門里親認定研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」（別記第2号様式の5）を交付し、専門里親更新研修の課程を修了した者に対し、「修了証書」（別記第2号様式の6）を交付する。なお、専門里親の研修の実施を他の機関に委託した場合には、委託先が行う評価に基づき修了認定を行い、修了証書を交付する。
ウ 市長は、修了証書を交付した者について「里親研修修了証書交付者名簿」（別記第3号様式）に搭載し、記録しておかなければならない。
エ 修了証書の有効期間
　修了証書の有効期間は、交付した日から2年間とする。

（研修費用）
第6条　研修の実施を他の機関に委託した場合の委託料は市が負担する。その他、研修受講に伴う教材費及び交通費等の経費については、里親希望者が負担するものとする。

（その他）
第7条　他自治体所管の里親であった者が、転居により船橋市所管の里親になることを希望する場合、転居元自治体での里親研修の内容が、船橋市で実施する研修内容と同様のものであると市長が認める場合、転居元自治体における登録・更新期限の内は、船橋市が実施する里親研修の受講を必要としないこととする。ただし、受講を希望する者はこの限りではない。なお、専門里親研修については上記の規定を適用しない。
2　船橋市に居住していない養育里親及び養子縁組里親希望者が、船橋市の実施する養育里親及び養子縁組里親研修を受講することは妨げない。

附則　この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別表1

（専門里親研修）

養育実習カリキュラム

	実習内容	
	午前	午後
第1日	施設オリエンテーション	児童の生活指導実習
第2日	児童の生活指導実習	
第3日	児童の生活指導実習	
第4日	幼児の育児実習	
第5日	幼児の育児実習	
第6日		宿泊研修
第7日	宿泊研修・総括	

実習時間

午前9：00～午後5：00

（宿泊実習）　午後1：00～（翌日）午前11：00

第1号様式

専門里親研修養育実習修了証明書

	実習内容		実習実施日
	午前	午後	
第1日	オリエンテーション	児童の生活指導実習	年　月　日
第2日	児童の生活指導実習		年　月　日
第3日	児童の生活指導実習		年　月　日
第4日	幼児の育児実習		年　月　日
第5日	幼児の育児実習		年　月　日
第6日		宿泊研修	年　月　日
第7日	宿泊研修・総括		年　月　日

様

上記のとおり、実習が修了したことを証明します。

年　　月　　日

印

第2号様式

第　　号

修　了　証　書

研修名　　養育里親研修

あなたは児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める養育里親認定のための研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

船橋市長

第2号様式の2

第　　号

修　了　証　書

研修名　　養育里親更新研修

あなたは児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第二項のこども家庭庁長官が定める養育里親更新のための研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

船橋市長

第2号様式の3

第　　号

修　了　証　書

研修名　　養子縁組里親研修

あなたは児童福祉法施行規則第一条の三十八のこども家庭庁長官が定める養子縁組里親認定のための研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

船橋市長

第2号様式の4

第　　号

修　了　証　書

研修名　　養子縁組里親更新研修

あなたは児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第四項のこども家庭庁長官が定める養子縁組里親更新のための研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

船橋市長

第2号様式の5

第　　号

修　了　証　書

研修名　　専門里親研修

あなたは児童福祉法施行規則第一条の三十七第一項第二号のこども家庭庁長官が定める専門里親認定のための研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

船橋市長

第2号様式の6

第　　号

修　了　証　書

研修名　　専門里親更新研修

あなたは児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第二項のこども家庭庁長官が定める更新研修のうち、専門里親に係る研修課程を修了したことを証します。

年　　月　　日

船橋市長

第3号様式

里 親 研 修 修 了 証 書 交 付 者 名 簿

交付番号	研修名	修了 年月日	氏名	備考